

2022 年度

一般社団法人 AMUSE

Asahikawa Medical University Surgical Educational Support Organization

(旭川医科大学外科学講座教育支援機構)

第 7 回 定時社員総会議案



日時 令和 4 年 6 月 4 日 (土)

14 : 00 ~

COVID-19 感染拡大のため本年度も ZOOM 開催となります。

2022 年度一般社団法人 A M U S E 定時社員総会 議案

令和 4 年 6 月 4 日

1 4 : 0 0

ZOOM 開催による

1. 議 事

- (1) 第 1 号議案 理事の選任について
- (2) 第 2 号議案 専務理事の選定について
- (3) 第 3 号議案 名誉理事の選任について
- (4) 第 4 号議案 監事の選任について
- (5) 第 5 号議案 定款の変更について
- (6) 第 6 号議案 2021 年度事業報告について
- (7) 第 7 号議案 2021 年度収支決算報告について

監 査 報 告

- (8) 第 8 号議案 2022 年度事業計画（案）について
- (9) 第 9 号議案 2022 年度収支予算（案）について
- (10) 第 10 号議案 AMUSE 理事会運営要綱について
- (11) 第 11 号議案 論文投稿及び掲載並びに英語論文校正費用助成規程（改定案）について
- (12) 第 12 号議案 AMUSE 会員・会費規定（改定案）

2. 報告

2022 年度 会員数報告

本件についての問い合わせ先

一般社団法人 AMUSE

旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号 旭川医科大学内

TEL 0166-66-2424 FAX 0166-66-2425

Email asahikawa.amuse.1@gmail.com

AMUSE ホームページ <https://www.amuse.or.jp/>

第1号議案

理事の選任について

本総会終結の時をもって理事2名が辞任し、理事6名が任期満了となりますので理事7名を選任することについてお願いするものです。

その候補者は次のとおりです。

記

候補者 番 号	役員名	候 補 者 氏 名	再任・新任の別
1	理 事	東 信良	再 任
2	理 事	紙谷 寛之	再 任
3	理 事	角 泰雄	再 任
4	理 事	内田 恒	再 任
5	理 事	北田 正博	再 任
6	理 事	松野 直徒	再 任
7	理 事	稲葉 聡	再 任

第 2 号議案

専務理事の選定について

本総会終結の時をもって専務理事 2 名が任期満了となりますので専務理事 2 名を選定することについてお願いするものです。

その候補者は次のとおりです。

記

候補者 番 号	役員名	候 補 者 氏 名	再任・新任の別
1	専務理事	紙谷 寛之	再 任
2	専務理事	角 泰雄	再 任

第 3 号議案

名誉理事の選任について

本総会終結の時をもって理事 1 名が任期満了となりますので名誉理事 1 名を選任することについてお願いするものです。

その候補者は次のとおりです。

記

候補者 番 号	役員名	候 補 者 氏 名	再任・新任の別
1	名誉理事	古川 博之	新 任

第 4 号議案

監事の選任について

本総会終結の時をもって監事 2 名が任期満了となりますので監事 2 名を選任することについてお願いするものです。

その候補者は次のとおりです。

記

候補者 番 号		候 補 者 氏 名	再任・新任の別
1	監 事	新居 利英	再 任
2	監 事	石川 成津矢	新 任

第 5 号議案

定款一部変更について

1 提案の理由

役員についての組織規定を見直したため

2 変更の内容

定款第 20 条中、第 2 項について以下の変更を行う

(※下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(決議) 第 20 条 略 2 2 理事のうち、1 名を代表理事、 2 名以内を専務理事とする。	(決議) 第 20 条 略 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、 <u>3 名以内を専務理事、1 名以上を名誉理事とすることができる。</u> <u>附則</u> <u>この定款は、令和 4 年 6 月 4 日から施行する。</u>

一般社団法人AMUSE 定款

Asahikawa Medical University Surgical Educational Support Organization

(旭川医科大学外科学講座教育支援機構)

平成28年 2月24日 制定

平成30年 5月12日 改定

令和元年 5月22日 改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人AMUSEと称する。英文表記はAsahikawa Medical University Surgical Educational Support Organizationであり、旭川医科大学外科学講座教育支援機構を意味し、通称はアミューズとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号に置く。
2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、全国的な外科医の不足及び北海道、特に道東、道北地域における極度の医師不足の現状を鑑み、旭川医科大学並びに協力、関連医療機関との密接な協力のもと、北海道の外科医療に貢献しうる人材発掘を行うとともに、基礎的な外科教育を修了したのちに、大学を中心とした消化器外科、血管外科、心臓大血管外科、呼吸器・乳腺外科、小児外科の各分野におけるエキスパート医師の養成支援を行うことを目的とする。
2 社員相互の親睦を図るとともに社員の労働環境や勤務条件の改善を目指し、大学などとも協力して関連医療機関等への人材派遣を通じて、北海道における医療水準の向上と均てん化を図り、もって国民の健康及び福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外科専門医及びサブスペシャリティーとしての専門医資格の取得を目標とした教育プログラムの共同立案と遂行のための事業
- (2) 関連医療機関との相互協力及び支援体制の構築並びに医師紹介に関するルール作り
- (3) 医学生を対象とした外科学の魅力を伝えるための講演会及び親睦会等の開催
- (4) 学内外の人材発掘のためのホームページ等による情報発信
- (5) 外科学の教育・研究のための講演会並びに学会開催の支援
- (6) 旭川医科大学外科学講座運営のための諸経費の支援
- (7) 若手医師のキャリア形成のための奨学金給付、貸付事業

- (8) 社員間の相互理解及び交流を目的とする親睦会の開催
- (9) 情報誌の発行事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 正会員は、旭川医科大学外科学講座に関連して研修ないし教育を受けている医師、及び旭川医科大学外科学講座に関連して地域で医療を行っている医師とする。

3 正会員は、前項のほか学内外であってもこの法人の目的に賛同した医療関係者、学識経験者及び医療法人(団体を含む)等の医療施設とする。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2 この法人の正会員になろうとする法人等は、本法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、代表理事に届け出なければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 正会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 前条第1項の支払い義務を3年以上履行しなかったとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 当該正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき

(任意退会)

第9条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にこの法人を退会することができる。

(除 名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該正会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

(社員総会の開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、代表理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(招集)

第14条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり社員総会を招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権の数)

第16条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会に出席した社員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を専務理事とすることができる。

3 前項の代表理事を一般法人法が定める代表理事とし、専務理事を同法の業務執行理事とする。

(資格)

第21条 この法人の理事および監事は、この法人の社員の中から選任する。但し、必要あるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が、理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただ

し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び理事は、議事録に署名又は記名押印する。

第7章 幹事会

(幹事会)

第33条 代表理事は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の幹事は、理事会の同意を経て、代表理事が委嘱する。

3 幹事会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(基金の総額)

第34条 この法人の基金の総額（代替基金を含む）は、金400万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する定め)

第35条 拠出された基金は、定時社員総会の特別決議によるほか一般法人法の定めによる以外は返還しない。

(基金の返還の手続)

第36条 拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後は、返還の細目的決定は理事会に一任する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に

該当しない場合には、前項中、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類、監査報告については、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第9章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第41条 この法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

(解 散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員の欠亡
- (3) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第43条 この法人が解散した場合（前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であつて当該破産手続が終了していない場合を除く）には、この法人は清算法人となる。

この場合、機関として、社員総会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属等)

第44条 この法人が清算する場合に有する残余財産は、国立大学法人旭川医科大学に帰属させる。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

令和4年6月4日

第20条の2 変更

令和 年 月 日

当法人の現行定款である。

一般社団法人AMUSE

代表理事 東 信良



「法務局登録印」



2021年度 事業報告

【若手外科医リクルート事業 2021 報告】

- ・ 主に学生を外科に招致するためのイベント開催や助成を行いました。

開催日	事業名
6月28日	合同医局説明会 緑が丘テラスにて（ハイブリッド開催）
7月10日	法人会員主導のリクルートイベント（レジナビ）（Web開催）
7月1～2日	第95回 大腸癌研究会への学生参加 ×2名
12月9日	第23回 消化器外科ハンズオンセミナー「腸管吻合」
1月31日	アドバンス説明会（完全WEB開催）

【外科医育成事業（旧若手外科医育成事業） 2021 報告】

- ・ 外科医のスキルアップや経験に対する助成事業として、以下の事業を行いました。

事業名	利用者
新人医師入会サポート費用（コロナ禍臨時事業）	7名
Distal Bypass Olympic Game参加助成	6名

【大学院生研究支援事業 2021 報告】

- ・ 大学院生が学位取得に向け研究を軌道に乗せるための費用を支援する事業として以下を行いました。

事業名	利用者
大学院生研究支援事業	1名

【学会・研修支援事業 2021 報告】

- ・ 各学会に所属する施設会費等の支払い助成を行いました。

講座	件数
旧第一外科	10件
旧第二外科	24件

【広報事業 2021 報告】

- ・ AMUSEのHP維持管理サポートを外注（2021年9月から契約）
- ・ HPの管理は外科学講座+AMUSEともに広報事業として運営
- ・ AMUSE会報誌(2020年度分)を発行
- ・ 事務局員 求人募集広告（欠員補充のため）

【学術交流活性化事業 2021 報告】

- ・ Surgical Grand Round の活性化、開催を図り実施いたしました。
AMUSE主催合同研究討議会の開催など研究活動への助成を行いました。

開催日	事業名
6月9日	第30回SGR（心臓外科）後藤 徹 先生講演（Web開催）
12月8日	第31回SGR（心臓外科）北原 大翔 先生講演（臨床第一講義室）
12月18日	合同研究討議会（第3講義棟 ハイブリッド）

【学会発表支援事業 2021 報告】

- ・ 学会参加に対する費用補助及び論文投稿助成への支援事業を行いました。

学会参加費	3 9 件
参加旅費	1 4 件
論文投稿助成費	4 7 件

【AMUSE貸付事業 2021 報告】

- ・ 初期臨床研修医への貸付け（スタート支援）、留学費用支援等を行いました。
スタート支援貸付 1 件

【AMUSE教育セミナー開催 2021 報告】

- ・ 2021年度も昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響を受け開催無し

【会員福利厚生事業 2021 報告】

- ・ 会員に対する福利厚生を、規定に従い行いました。

出生祝金	9 件
結婚祝金	3 件
弔電・供花など	1 8 件

【地域社会貢献事業 2021 報告】

- ・ 市民公開講座やブラックジャックセミナーの開催等
※2021年度も昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響を受け開催無し

【社員親睦関連費用 2021 報告】

- ・ 医局対抗野球大会参加費、忘年会など
※2021年度も昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響を受け開催無し

【主催学会開催準備補助費 2021 報告】

- ・ AMUSE会員による主催学会の準備に対する補助を行いました。

開催日	事業名
8月31日	第38回北海道ストーマリハビリテーション研究会学術集会助成金
9月7日	HOPES（第4回北海道外科関連学術機構合同学術集会）助成金
3月28日	第62回脈管学会総会寄付金

【非常勤医師・医師謝金等補助費 2021 報告】

- ・ Web講義・手術応援などの誘致に関する補助を行いました。

1月4日	札幌禎心会病院 大谷先生	手術指導
3月2日	手稲溪仁会病院 今村先生	手術応援
8月24日	防衛医科大学校 霧生先生	Web講義
8月17日	北海道循環器病院 山崎先生	Web講義
11月11日	長崎大学病院 江石先生	講演

【キャリア形成支援 2021 報告】

- ・ 主にアカデミックアワードの副賞に関する使用費用などで提供いたしました。

【AMUSE総会・新人歓迎会 2021 報告】

- ・ 2021年度も昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響を受け開催無し

2021年度 AMUSE主催事業内容 一覧表

開催日	事業内容
4月26日	AMUSE 理事会（上期）
5月22日	AMUSE総会（新人歓迎会はコロナのため中止）
6月9日	第30回 SGR（心臓外科）後藤 徹 先生講演（Web開催）
6月28日	合同医局説明会
7月1日	第95回 大腸癌研究会への学生参加
7月10日	法人会員主導のリクルートイベント（レジナビ）（Web開催）
8月31日	第38回 北海道ストーマリハビリテーション研究会学術集会 会員主催学会（小児外科）
9月7日	HOPES（第4回北海道外科関連学術機構合同学術集会）会員主催学会（血管外科）
12月9日	第23回 消化器外科ハンズオンセミナー「腸管吻合」
12月8日	第31回 SGR（心臓外科）北原 大翔 先生講演
12月18日	AMUSE 理事会（下期）
12月18日	合同研究討議会（第3講義棟 ハイブリッド）
1月31日	アドバンス説明会（完全WEB開催）
3月28日	第62回 脈管学会総会 会員主催学会（血管外科）

2021年度 収支決算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額 ①	決算額 ②	増減 ②-①	摘 要		
1. 会費	32,100,000	31,160,000	△ 940,000	法人正会員	38施設	22,300,000
				法人賛助会員	4施設	400,000
				正会員(会費10,000/月)	67名	7,830,000
				々 (会費10,000/年)	63名	630,000
						31,160,000
2. 負担金	0	0				
寄付金	0	0				
3. AMUSE貸付金	0	1,500,000		貸付金返済(松井先生・柴垣先生・潮田先生)		
4. 雑収入	0	337	337	預金利子		
5. 前年度繰越金	31,090,593	31,090,593	0			
合 計	63,190,593	63,750,930	560,337			

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額①	決算額②	増減 ①-②	摘 要
1. 事業費	24,100,000	17,363,968	6,736,032	
若手外科医リクルート事業	2,000,000	1,082,696	917,304	学生接待・合同医局説明会弁当代・HOPES飲食代・学生研修会参加費等
若手外科医育成事業	3,000,000	806,147	2,193,853	新人医師入会サポート費用購入・Distal Bypass Olympic Games参加費
大学院生研究支援事業	3,000,000	3,520	2,996,480	大学院生の研究を支援
学会・研修関連費	500,000	505,700	△ 5,700	研究会等の諸会費・指導医講習会参加費助成等
広報事業費	1,600,000	1,838,100	△ 238,100	ホームページ維持管理費・AMUSE会報誌発刊
学術交流活性化	1,000,000	485,912	514,088	S G R 招待演者謝金(SGR WEB開催)・合同研究討議会
学会発表支援	6,000,000	7,492,510	△ 1,492,510	学会参加旅費助成、英語論文校正・論文投稿助成費用等
診療科裁量費	4,900,000	4,357,493	542,507	肝胆膵・消化管・心臓・血管100万 小児外科・呼吸器乳腺・移植医工学30万
医局長裁量費 (下期新設)	0	101,890	△ 101,890	施設会員訪問旅費代他
キャリア形成・貸付け事業	1,400,000	500,000	900,000	初期臨床研修医への貸付け (スタート支援)
AMUSE教育セミナー開催	100,000	0	100,000	セミナー開催費用
法人主導型リクルートイベント開催	100,000	0	100,000	リクルートイベント開催費用 (レジナビFairなど)
会員福利厚生事業	200,000	190,000	10,000	会員慶弔 (結婚・出産・弔事他)
地域社会貢献事業	300,000	0	300,000	市民公開講座の開催等の開催
社員親睦関連費用	0	0	0	医局対抗野球大会参加費、忘年会
2. 補助費	13,400,000	6,329,504	7,070,496	
主催学会開催準備	8,000,000	2,200,000	5,800,000	HOPES・ストーマリハビリテーション研究会・脈管学会総会
医局運営費	2,000,000	3,252,436	△ 1,252,436	医局用お茶、菓子、洗剤等々その他消耗品、医局PC代・ZOOM機器代
非常勤講師・医師謝金等	2,000,000	538,798	1,461,202	Web講義・手術応援
キャリア形成支援	1,400,000	338,270	1,061,730	A M U S E 表彰プログラム (第1-3位+研修医敢闘賞)
3. 会議費	100,000	277,049	△ 177,049	
AMUSE総会・新人歓迎会	0	0	0	5.22 総会・歓迎会 中止決定
AMUSE会議費	100,000	277,049	△ 177,049	ZOOM年間手数料・ウェビナー手数料
4. 事務費	7,230,000	6,242,547	987,453	
(1) 事務局費	5,730,000	4,625,215	1,104,785	
業務委託費	1,500,000	848,400	651,600	社労士、税理士、イレギュラー業務 (ミライ6月迄)、AMUSE会費回収代行手数料
事務員給与他	2,500,000	2,096,499	403,501	事務員給料、交通費、雇用保険料
賃貸料	350,000	169,830	180,170	事務所賃貸料、プリンターリース料
印刷・消耗品費	300,000	440,711	△ 140,711	事務局印刷代、消耗品、事務局エアコン代
通信運搬費	300,000	406,838	△ 106,838	事務局電話料、郵便料他
OA機材購入整備費	300,000	454,106	△ 154,106	ノートPC購入・会計ソフト・PCアプリ代
光熱水費	30,000	24,138	5,862	事務所光熱水費
備品購入費	300,000	69,468	230,532	事務所用備品購入 (秘書増員に伴う備品購入)
雑費	150,000	115,225	34,775	振込手数料他
(2) 交際費	1,500,000	1,617,332	△ 117,332	開院祝、就任等の祝儀・祝花、両科お中元他
5. 交際交通費	500,000	210,840	289,160	学生勧誘接待、外部講師タクシー代
6. 租税公課	100,000	80,500	19,500	道市民法人税均等割
7. 予備費	5,000,000	908,240	4,091,760	コロナ禍のための設備投資
合 計	50,430,000	31,412,648	19,017,352	

次年度繰越金

32,338,282

〈収入の部〉 - 〈支出の部〉により算出

令和4年4月21日

監 査 報 告

一般社団法人AMUSE

監事

新田利英 

2021年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

4月21日に会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書を閲覧し、当法人の理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また、説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、法令若しくは定款に違反する事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全てにおいて適正に表示しています。

令和4年4月22日

監 査 報 告

一般社団法人AMUSE

監事

平澤雅敏 

2021年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

4月22日に会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書を閲覧し、当法人の理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また、説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、法令若しくは定款に違反する事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全てにおいて適正に表示しています。

決 算 報 告 書

第 7 期

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

一般社団法人 AMUSE

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現金・預金	32,849,198	31,219,272	1,629,926
未収金		140,000	△140,000
前払金	832,700		832,700
貯蔵品	57,750		57,750
立替金	2,990	6,049	△3,059
流動資産合計	33,742,638	31,365,321	2,377,317
2 固 定 資 産			
(1) そ の 他 固 定 資 産			
什器備品	1,022,604	661,080	361,524
長期貸付金	500,000	1,500,000	△1,000,000
その他固定資産合計	1,522,604	2,161,080	△638,476
固定資産合計	1,522,604	2,161,080	△638,476
資産合計	35,265,242	33,526,401	1,738,841
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未払金	722,843	482,623	240,220
預り金	12,091		12,091
未払法人税等	80,000	80,000	
流動負債合計	814,934	562,623	252,311
負債合計	814,934	562,623	252,311
III 正 味 財 産 の 部			
1 基 金			
基金	4,000,000	4,000,000	0
2 一 般 正 味 財 産	30,450,308	28,963,778	1,486,530
正味財産合計	34,450,308	32,963,778	1,486,530
負債及び正味財産合計	35,265,242	33,526,401	1,738,841

正味財産増減計算書

令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	(31,160,000)	(32,040,000)	(Δ880,000)
受取会費	31,160,000	32,040,000	Δ880,000
② 雑収益	(397)	(293)	(104)
受取利息	397	293	104
経常収益計	31,160,397	32,040,293	Δ879,896
(2) 経常費用			
① 事業費			
事業経費	(29,593,807)	(17,366,011)	(12,227,796)
給料手当	2,039,024	1,479,043	559,981
臨時雇賃金	18,000		18,000
福利厚生費	110,000	2,800	107,200
法定福利費	14,687	495	14,192
荷造運賃	4,900		4,900
広告宣伝費	1,933,910	1,662,100	271,810
交際費	2,073,613	1,188,453	885,160
会議費	71,871	36,126	35,745
旅費交通費	1,259,515	62,460	1,197,055
通信費	483,084	358,311	124,773
減価償却費	349,166	282,427	66,739
消耗品費	3,874,664	3,628,148	246,516
修繕費		86,000	Δ86,000
新聞図書費	291,087	44,222	246,865
諸会費	647,280	488,000	159,280
地代家賃	107,538	108,209	Δ671
支払手数料	1,579,449	1,266,612	312,837
リース料	788,732	231,984	556,748
租税公課	500	12,400	Δ11,900
支払報酬料	823,911	1,603,733	Δ779,822
寄付金	3,214,420	900,000	2,314,420
水道光熱費	24,138	24,138	
研修開発費	1,068,159	1,115,332	Δ47,173
論文投稿補助費	6,248,585	2,330,543	3,918,042
リクルート費	2,451,156	301,745	2,149,411
雑費	116,418	152,730	Δ36,312
事業費計	29,593,807	17,366,011	12,227,796
経常費用計	29,593,807	17,366,011	12,227,796
評価損益等調整前当期経常増減額	1,566,590	14,674,282	Δ13,107,692

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	1,566,590	14,674,282	Δ13,107,692
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,566,590	14,674,282	Δ13,107,692
法人税、住民税及び事業税	80,060	80,044	16
当期一般正味財産増減額	1,486,530	14,594,238	Δ13,107,708
一般正味財産期首残高	28,963,778	14,369,540	14,594,238
一般正味財産期末残高	30,450,308	28,963,778	1,486,530
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基 金 増 減 の 部			
基金期首残高	4,000,000	4,000,000	0
基金期末残高	4,000,000	4,000,000	0
IV 正 味 財 産 期 末 残 高	34,450,308	32,963,778	1,486,530

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2022年度 事業計画案

【若手外科医リクルート事業 2022 事業計画案】

< 2022年度 事業計画詳細 >

開催日	事業名	予算
6月27日	合同医局説明会 緑が丘テラスにて（ハイブリッド開催）	
順次予定	レジナビ	
順次予定	ハンズオンセミナー	
順次予定	Wetラボ・ドライラボ	
順次予定	アドバンス説明会	

【外科医育成事業（旧若手外科医育成事業）2022 事業計画案】

- ・外科医育成事業に名称変更：若手に限らず術者を科内で育成し、継承していくための事業とする。
- ・新人医師入会サポート費用 継続：入会届が順次届き次第、事務局より対象会員にメールにて周知(申請書添付)

2022年度の新会員（初期研修医）6名

- ・新人医師に関して、申請者の資格は3年目までとする。

本年度からこの予算については、若手に限らず科内での術者を生み出すために使用する予算とする。

★ 事業内新規施行：ダヴィンチ（ロボット手術）の術者育成に対する助成を行う。

（資格取得に関わる経費の助成）取得費用・講習受講料・旅費・宿泊費

※詳細確定後、別途周知連絡を会員に行うこととする。

【大学院生研究支援事業 2022 事業計画案】

- ・AMUSE 会員大学院在籍者に研究に関わる物品の購入費の補助として、引続き行うこととする。

大学院生が学位取得に向け研究を軌道に乗せるための費用を支援するとして、大学院入学時から申請可能。

条件としては科研費未獲得者に限ることとする。

※大学院生研究スタートアップ支援事業 → 名称改定「大学院生研究支援事業」2021.12理事会承認にて

【学会・研修支援事業 2022 事業計画案】

- ・所属学会、施設会費などへの費用補助に対する支援事業として、引続き行うこととする。

【広報事業 2022 事業計画案】

- ・ホームページやFacebookの運営、告知媒体などの活用に対し、引続き行うこととする。

【学術交流活性化事業 2022 事業計画案】

- ・Surgical Grand Round の活性化・開催に対し、引続き行うこととする。

AMUSE主催合同研究討議会の開催 年2回への開催増を目指す。

SGRは年間6回程度の開催を予定（各科につき1回程度）

コロナ禍によりハイブリッド開催へ積極的に活動を行う（多くのAMUSE会員が参加できるように）

【学会発表支援事業 2022 事業計画案】

- ・学会参加費、もしくは旅費の助成を引続き行うこととする。（補助内容に変更は無し）

（論文投稿補助費をこの事業予算から分離し、2022年度より個別の事業として施行する）

【論文投稿補助費：学会発表支援事業より分離 事業計画案】

- ・学会発表支援から分離させ、個別の事業とする。論文のとうこう、校正費用への支援として行う。

※論文投稿に対する助成の内容を見直し、規定を変更。（変更内容、新規改訂版は別添資料へ）

【AMUSE貸付事業 2022 事業計画案】

- ・初期臨床研修医への貸付け（スタート支援）、留学費用支援等を引続き行うこととする。

※キャリア形成・貸付事業は補助費である「キャリア形成支援」と一部被ることから「AMUSE貸付事業」とする(名称改定)

【AMUSE教育セミナー開催 2022 事業計画案】

- ・教育支援として2022年度は「国家試験受験のためのセミナー」のWEB開催などを視野に行う。

※2021年度も昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響を受け開催無し

【地域社会貢献事業 2022 事業計画案】

- ・社会貢献活動の一環として、市民公開講座やブラックジャックセミナーの開催等を視野に行う。

※2021年度も昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響を受け開催無し

【主催学会開催準備補助費 2022 事業計画案】

- ・AMUSE会員による主催学会の準備に対する補助を引続き行うこととする。。

<2022年度学会予定> ・第127回日本循環器学会北海道地方会（6月24日）

・第5回北海道外科関連学会機構合同学術集会（HOPES2022）（9月10日、11日）

（代表理事 東 信良、HOPES2022内開催、第41回日本血管外科学会北海道地方会、会長 紙谷 寛之）

・第53回日本心臓血管外科学会学術総会（3月）

【新設：英文雑誌購入費 2022 事業計画案】

- ・各科での英文雑誌購入に対する補助費を新設することとする。

【AMUSE総会・新人歓迎会 2022 事業計画案】

- ・総会・歓迎会 中止決定

2022年度 収支予算（案）

収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額①	前年度予算額②	増減 ①－②	摘 要		
1. 会費	30,480,000	32,100,000	△ 1,620,000	法人正会員	36施設	21,600,000
				法人賛助会員	3施設	300,000
				正会員(会費10,000/月)	66名	7,920,000
				々（会費10,000/年）	66名	660,000
2. 負担金	0	0	0			
寄付金	0	0				
3. 雑収入	0	0	0	ご祝儀、預金利子		
4. 前年度繰越金	32,338,282	31,090,593	1,247,689			
合 計	62,818,282	63,190,593	△ 372,311			

支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額①	前年度予算額②	増減 ①－②	摘 要
1. 事業費	35,400,000	24,100,000	11,300,000	
若手外科医リクルート事業（法人主導型リクルートイベント開催と統合）	2,000,000	2,000,000	0	学生勧誘、ウェットラボ、BBQ大会、レジナビ費用など
外科医育成事業	5,000,000	3,000,000	2,000,000	新人医師入会サポート費用、若手外科医手術トレーニング器具購入費・手術手技取得
大学院生研究支援事業	3,000,000	3,000,000	0	大学院生の研究支援
学会・研修関連費	500,000	500,000	0	研究会等の諸会費・指導医講習会参加費助成等
広報事業費	2,000,000	1,600,000	400,000	ホームページ維持管理費・AMUSE会報誌発刊
学術交流活性化	1,000,000	1,000,000	0	S G R招待演者謝金、研究討議会諸費用等
論文投稿補助費	8,000,000	6,000,000	5,000,000	英語論文校正・論文投稿助成費用等
学会発表支援（学会旅費・参加費）	3,000,000			学会参加旅費助成
診療科裁量費	5,500,000	4,900,000	600,000	肝胆膵・消化管・心臓・血管100万 小児外科・呼吸器乳腺・移植医工学50万
医局長及び副医局長裁量費	900,000	0	900,000	医局長20万 x 3名 副医局長10万 x 3名
AMUSE貸付け事業	1,400,000	1,400,000	0	初期臨床研修医への貸付け（スタート支援）、留学費用支援等
AMUSE教育セミナー開催	100,000	100,000	0	国試セミナー開催費用
会員福利厚生事業	200,000	200,000	0	会員慶弔（結婚・出産・弔事他）
地域社会貢献事業	300,000	300,000	0	市民公開講座の開催等の開催
社員親睦関連費用	2,500,000	0	2,500,000	医局対抗野球大会参加費、忘年会
2. 補助費	11,000,000	13,400,000	△ 2,400,000	
主催学会開催準備	6,000,000	8,000,000	△ 2,000,000	主催学会資金助成（日本循環器学会・HOPE2022・日本心臓血管外科学会学術総会）
医局運営費	2,000,000	2,000,000	0	医局用お茶、菓子、洗剤等々その他消耗品、雑費
非常勤講師・医師謝金等	2,000,000	2,000,000	0	大学非常勤講師・病院非常勤医師への謝金、交通費等
キャリア形成支援	1,000,000	1,400,000	△ 400,000	AMUSE表彰プログラム（第1－3位＋研修医敢闘賞）
英文雑誌購入費	1,000,000	0		英文雑誌購入費（両科 50万円ずつ）
3. 会議費	300,000	100,000	200,000	
AMUSE総会・新人歓迎会	0	0	0	5.21 総会・歓迎会 中止決定
AMUSE会議費	300,000	100,000	200,000	ZOOM等の会議アプリなどの会費
4. 事務費	7,780,000	7,230,000	550,000	
(1) 事務局費	5,780,000	5,730,000	50,000	
業務委託費	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	社労士、税理士、AMUSE会費回収代行手数料
事務員給与他	3,000,000	2,500,000	500,000	事務員給料（3人体制）、交通費、雇用保険料
賃貸料	350,000	350,000	0	事務所賃貸料、プリンターリース料
印刷・消耗品費	300,000	300,000	0	事務局印刷代、消耗品
通信運搬費	350,000	300,000	50,000	電話料、郵便料他
OA機材購入整備費	300,000	300,000	0	ソフトウェア・PC購入等
光熱水費	30,000	30,000	0	事務所光熱水費
備品購入費	300,000	300,000	0	事務所用備品購入
雑費	150,000	150,000	0	振込手数料他
(2) 交際費	2,000,000	1,500,000	500,000	開院祝、就任等の祝儀・祝花、各会協賛金等
5. 交際交通費	1,000,000	500,000	500,000	学生勧誘接待、外部講師タクシー代
6. 租税公課	100,000	100,000	0	道市民法人税均等割、収入印紙等
7. 予備費	3,000,000	5,000,000	△ 2,000,000	
8. 次期繰越金	4,238,282	12,760,593	△ 8,522,311	
合 計	62,818,282	63,190,593	△ 372,311	

一般社団法人AMUSE 理事会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般社団法人AMUSE 理事会（以下「理事会」という。）の議事
手続その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。また本要綱に定められて
いない事項については定款の定めに従う。

（職務、権限）

第2条 理事会は、次の事務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事及び専務理事、代表理事代行、理事代行の選定及び解職
- （4）診療科長にあたる理事は診療科裁量費を使用することができる。診療科長不在の場
合は当該診療科の理事代行、診療科長に準ずる職務を行っている者、その他理事会
で承認された者が診療科裁量費を使用することができる。
- （5）その他法令又は定款に規定する職務

（役員）

第3条 理事会は次の役員で構成される

- （1）代表理事 一般社団法人法に定める代表理事とする。代表理事は、理事会またはそ
れに相当するものの決議によって専務理事の中から選任する。代表理事が病気・事
故等に陥り長期にわたる業務執行不能になった場合は専務理事の中から代表理事
代行を置くことができる。
- （2）専務理事 一般社団法人法に定める業務執行理事とする。専務理事は理事会または
それに相当するものの決議によって旭川医科大学外科学講座の教授（血管呼吸腫瘍
病態外科学分野、心臓大血管外科学分野、肝胆膵・移植外科学分野、消化管外科学
分野）の中から選任する。
- （3）理事 理事会の決議により、理事に相当する役職（旭川医科大学及び旭川医科大学
病院教授または施設会員の長たる役職）に該当するこの法人の社員の中から選任す
る。但し必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。理事が病
気・事故等に陥り長期にわたる業務執行不能になった場合は必要に応じてその理事
代行を置くことができる。

- (4) 監事 理事会の決議によってこの法人の社員の中から選任する。但し必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。
- (5) 代表理事代行 専務理事の中から理事会が選任する。代表理事代行の職務にあっている最中、理事又は専務理事の職を解かれることはなく、議決権、業務執行権、裁量費使用权を持つ。
- (6) 理事代行 各診療科（血管外科、心臓大血管外科、呼吸器外科・乳腺外科、小児外科、肝胆膵・移植外科、消化管外科及び移植医工学）の理事が不在の際に、この法人の社員の中から理事会が選任する。理事代行は理事会での議決権は持たないが、AMUSE内の業務執行権、診療科ごとに定められた裁量費の決済権を持つことができる。
- 議決、業務執行、裁量費使用の際は当該診療科全体の意見を反映し理事不在による業務に滞りが起きないようその職務に当たらねばならない。

（名誉理事）

第4条 理事会は一般社団法人AMUSEの発展に特に大きく貢献した理事について当該理事の退任後、名誉理事に任命することができる。名誉理事とは専ら名誉職でありその職責はないものとする。理事会には参加可能であるが議決権は持たない。

（会議）

第5条 理事会は、代表理事が招集する。

1. 代表理事が欠けたとき又は代表理事が病気・事故等に陥り長期にわたる業務執行不能になった場合は代表理事代行又は他の理事が理事会を招集する。
2. 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、持ち回りにて開催することができるものとする。
3. 理事会には、代表理事、理事（代表理事代行、理事代行を含む）以外に監事、幹事、一般社団法人AMUSE事務員が参加をすることができる。また理事会は必要に応じて専門的知識を有する者の参加を求めることができる。

（要綱の改訂）

第6条 本要綱は、必要に応じて理事会で協議の上、改正することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

この要綱は、令和4年6月4日から施行する。

平成 29 年 1 月 26 日

AMUSE 規程第 4 号

令和 2 年 11 月 25 日改正

令和 4 年 6 月 4 日改正

論文投稿及び掲載並びに英語論文校正費用助成規程

第 1 条 助成対象者……旭川医科大学内外の AMUSE 個人会員

申請者は原則、筆頭著者もしくは責任著者とする。

第 2 条 助成対象論文……全ての JOURNAL（英文は PUBMED で検索できるものに限る。和文はその限りではない。）

第 3 条 助成対象及び助成額

① 投稿及び掲載料

② 校正料

上記①及び②についての合計金額を Original article 一遍につき上限 50 万円（税込み）、Case report は一遍につき上限 30 万で助成可能とする。

注 1） 但し、①、②いずれも自己資金（科研費等）並びに大学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それらを優先すること。（但し、獲得科研費予算に該当しない論文に対しては助成の対象とする。）

注 2） 投稿料、校正料いずれも上限額に達しないときは、その額とする。

注 3） AMUSE に所属する診療科または病院が執筆責任を持つ論文で、筆頭著者が AMUSE 会員でない場合は、上限を上記の半額とする。

注 4） 大学内個人会員の助成対象は、講師までとする。

注 5） 筆頭および責任著者が同一の場合、助成申請者はこの者に限る。他の共著者が助成を申請することは原則できないこととする。

第 4 条 助成の回数……無制限とする。

第 5 条 助成金申請及び精算

別紙の「論文投稿費用助成申請書」、並びに「英語論文校正費用助成申請書」に、上記第 3 の助成対象に係る領収書原本及び成果物を添付し、AMUSE 事務局に提出すること。

第 6 条 助成金の支給

申請内容及び領収書の確認後、申請書本人（筆頭著者）または責任著者等の立替払いをした者の指定した金融機関口座へ振込みの方法により支給する。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 1 月 26 日に施行し、平成 28 年 11 月 10 日から適用する。

2. 改正後の規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

一般社団法人 AMUSE 会員・会費規定(改定案)

第1条 目的

この規定は、一般社団法人 AMUSE（以下「本法人」という）の会員が本法人の運営及び諸事業に対する権利及び義務の詳細を明確にするために設ける。

第2条 性格

本法人の会員は、法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、本法人に関わる外科医、関連施設病院の発展維持に寄与するものである。

第3条 会員の種別と義務

本法人の会員は定款第3条に定める通りとし、定款第7条の規定により、本規定4条の会費を納入しなければならない。

第4条 会費

定款7条による会費は次の通りとする。

（1）正会員

個人正会員 ①旭川医科大学外科学講座内所属の会員 卒後3年目以降は月額1万円

②旭川医科大学外所属の会員

卒後（医師国家免許取得後）3～15年目 月額1万円

卒後（医師国家免許取得後）16年目以降 年額1万円

法人正会員 月額5万円

（2）賛助会員

個人賛助会員 年額1口1万円以上

法人賛助会員 年額1口10万円以上

（3）免除

以下の者は会費の納入を免除される場合がある

① 初期臨床研修期間中

② 他講座（救急医学講座等）出向中※各講座、部署間での話し合いによる

③ 留学中

④ 産休・育休中

第5条 会費の納入

（1）個人会員 原則、本法人に届け出る個人口座より引き落としにて納入する。

状況により本法人の指定口座への振込みでの納入も可能とする。

(2) 法人会員 年払い、月払いを選択し請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。法人賛助会員は1口以上からの請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。

(3) 年度途中の入会の際は原則4月分からの会費を納入することとする。

第6条 会員役割

- (1) 正会員は総会への出席、議決権行使
- (2) 事業活動への積極的な参加
- (3) 旭川医科大学医学生、若手医師の積極的指導、育成

第7条 退会・除名

定款8条、及び9条によるものとする。

第8条 会員特典

- (1) 会員は当法人からの各種助成を受ける資格を有する。
- (2) 会員は当法人が開催するイベント、集会等に参加することができる。
- (3) 会員は当法人が発行する機関誌の優先的配布を受けることができる。

第9条 規定の変更

この規定は、理事会の決議により変更することができる。

附則 令和4年6月4日改定 令和4年4月1日から適用する

AMUSE 会員数報告

◆個人会員(正会員)	
2021年度初め(4月末時点)	146
途中入会	0
2021年度退会数	4
2021年度末数	142
2022年4月入会予定数	10
2022年度予定会員数	152

その他	
個人名誉会員	2
個人賛助会員	2

◆法人会員(正会員)	
2021年度初め(4月末時点)	38
途中入会	0
2021年度退会数	2
2021年度末数	36
2022年4月入会予定数	0
2022年度予定会員数	36

※退会 ・年度途中 吉田病院
・2021年度末 かわぐち呼吸器

その他	
法人賛助会員	3

※退会 ・医療法人治恵会 北見中央病院

2022年度 AMUSE新会員 10名 詳細		
氏名	所属科	所属先病院
香川 倭二	心臓外科	八雲総合病院
橋本 侑樹	心臓外科	旭川医科大学
福田 はな	心臓外科	湘南鎌倉総合病院
清水 要	心臓外科	旭川医科大学
丸岡 純	心臓外科	旭川医科大学
神野 浩史	血管外科	旭川医科大学
鈴木 文隆	心臓外科	旭川医科大学
望月 伸浩	心臓外科	旭川医科大学
白倉 健太郎	心臓外科	札幌東徳洲会病院
渡部 大成	消化器外科	勤医協中央病院